

横浜市立平戸中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ防止対策推進法」をもとに策定された「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、平戸中学校においては、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

また、「いじめ」は絶対に許されない行為であるとともに、違法行為であるという認識のもとに本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携強化に努める。特に本校は平戸小学校、平戸台小学校、東品濃小学校、品濃小学校の複数小学校から入学してくる実情を勘案し、入学時、丁寧に情報共有を行うなど小学校との連携強化が重要である。

以上のことから平戸中学校としての「いじめ防止基本方針」を策定する。なお、この「いじめ防止基本方針」は小中ブロック内の4小学校と共有しながら、方針の内容はそれぞれの学校の状況を考慮しつつ作成した。

◇いじめの定義

法で定められた定義であり、国と同一の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）とする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

◇いじめ防止等についての基本理念

横浜市いじめ防止基本方針の中の「いじめの防止等の対策に関する基本理念」では次のように示されている。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校においても同様の考え方からいじめを防止するための基本的な方向性を次の通り示す。

- (1) すべての教育活動を通して「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒会活動等を中心にいじめを防止する取組を推進する。
- (3) いじめはどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、ブロック内小学校、地域や関係機関と連携し情報を共有

しながら指導にあたる。

- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜く認識のもとに、いじめの把握に努めるとともに、学校として組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、生徒一人ひとりの状況把握に努め、常に生徒に寄り添う姿勢をもつ。

2. 組織の設置及び組織的な取組

本校では、いじめの問題や生徒指導上の課題に対応するために「いじめ防止対策委員会」を組織する。組織は基本的には本校の教職員で構成するが、学校運営協議会委員の参加も求める。

「いじめ防止対策委員会」は次のような役割を主に担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- いじめの相談・通報の窓口（平戸中学校の電話番号：045-823-8272）
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応
- 重大事態発生時における調査

◇ 「いじめ防止対策委員会」の組織

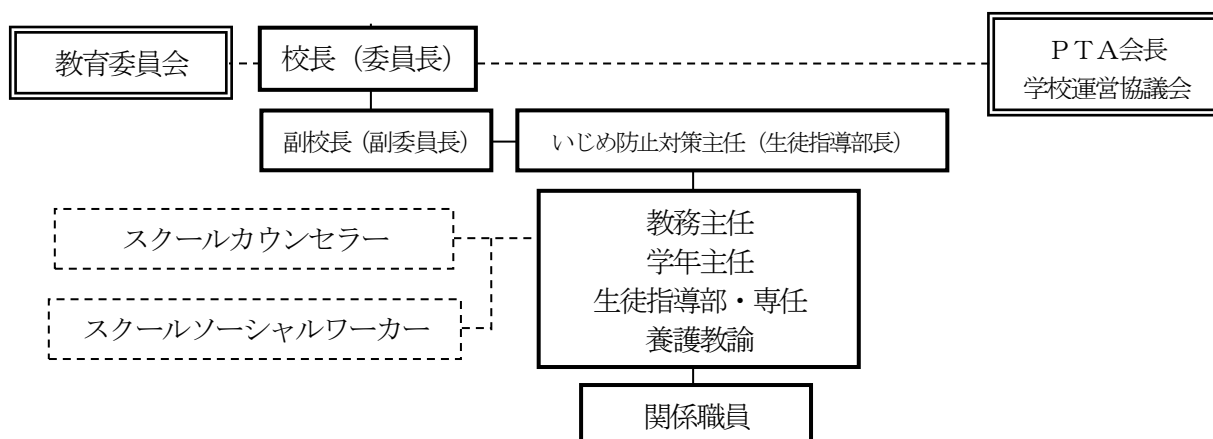
(1) 構成

- ・ 校長を委員長、副校長を副委員長とし、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導部、生徒指導専任、養護教諭を基本とし、その他いじめを受けていると思われる生徒、いじめを行っていると思われる生徒に関係する職員で構成する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員等も必要に応じて委員会に加え意見や助言を求めることができる。
- ・ いじめ対策主任を生徒指導部長とする。

(2) 委員会の招集

生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。

(3) 組織図



※ 学校運営協議会に協力を依頼する場合は、委員の中から平戸小学校校長、平戸台小学校校長、本校のPTA会長、平戸地区連合町内会会長、主任児童委員は少なくとも参加を要請することとする。

3. いじめ防止及び早期解決のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、すべての教育活動を通じて、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育むように努める。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒会活動等を通して生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように指導する。

なお、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、豊かな人権感覚を身につけながら指導する。

◇ いじめ防止のための具体的取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・いじめ問題に関わる人権教育及び道徳科を要とした道徳教育を推進する。
- ・「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）および教育相談の実施
- ・校外活動、宿泊行事等を通して仲間づくりの指導（5～6月実施）を行う。
- ・いじめ解決一斉キャンペーンを実施（「いじめ防止啓発月間」12月）する。
- ・4月当初、長期休業（夏季・冬季）後、教育相談を実施する。

イ 生徒会を中心に取り組む「あいさつ運動」等のいじめの防止の活動の支援、生徒及びその保護者並びに本校の教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を目的とした学習会・研修会を推進する。

- ・「あいさつ運動」等を中心とした生徒会活動の支援（生徒会通年活動）
- ・教職員向け手引き等を活用した職員研修の実施
- ・平戸中学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載

◇ いじめの早期解決のための具体的取組

ア いじめは人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、本校では生徒の些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。

このため、本校においては日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ・校内において生徒の見守り体制の実施（特に休み時間等の授業時間以外に注意する）
- ・定期的なアンケート調査の実施（7月、10月、12月、2月）
- ・教職員間による生徒の情報の共有化

イ 生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・定期的な教育相談（4月、5月、8月、12月）
- ・相談窓口の設置（TEL045-823-8272）
- ・スクールカウンセラー、いじめ110番電話相談、戸塚区こども家庭支援課との連携

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応に努める。

また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

- ・学校ネットパトロールの実施
- ・生徒や保護者を対象にインターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発のための資料等を配布や学習会の実施（6月学家地連事業）（7月スマホ講習会）

◇ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。

- ・ 学校長に速やかな連絡・報告
- ・ いじめ防止対策委員会の招集と速やかな対応
- ・ 事実確認、情報の共有化
- ・ 教育委員会への報告（南部学校教育事務所担当指導主事等）

イ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。（女子生徒の場合は女性職員が対応するなど配慮）

- ・ いじめを受けた生徒の安心・安全への配慮
- ・ いじめを受けた生徒からの聞き取り
- ・ 保護者への連絡（協力）
- ・ スクールカウンセラーとの連携

ウ いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

（女子生徒の場合は女性職員が対応するなど配慮）

- ・ いじめを行った生徒からの聞き取り（複数生徒の場合は各生徒で対応）
- ・ いじめを受けた生徒への配慮による対応（いじめを行った生徒を別室での学習指導も可）
- ・ 保護者への連絡（協力）
- ・ スクールカウンセラーとの連携
- ・ 場合によって小学校から小学校時代の様子の確認

エ いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。

- ・ 学校は中立的立場を崩さず、必要に応じて教育委員会等からの指導・助言を求める
- ・ 関係保護者と事案に関する事実の共有
- ・ 関係修復のための適切な対応の協力依頼

オ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して生徒を守る措置を行う。その際は、学校では適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

- ・ 戸塚警察署との情報連携は生徒指導専任が対応する
- ・ 状況に応じて相互連携制度より連絡票を提出し、いじめを行った生徒への指導を依頼することも考慮する。
- ・ 南部学校教育事務所、人権教育・児童生徒課と連携する。

カ 保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ 小中ブロック内小学校との連携
- ・ 学校運営協議会への報告
- ・ 学校運営協議会へいじめ防止対策委員会への参加協力の依頼

4. 重大事態への対処について

◇ 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、「横浜市いじめ防止基本方針」で示されているように対応する。

また「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握して対応する。なお、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ迅速な対応を行う。重大事態の判断は教育委員会と連携し、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たることとする。

◇ 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

◇ 重大事態の調査

(1) 調査の目的

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために調査を実施する。なお調査の実施にあたっては、必要に応じて教育委員会から調査内容に対する指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けることがある。さらに、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者が望む場合には、市長による調査を実施することもある。

(2) 調査の内容

「事実関係を明確にする」ために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

◇ 生徒・保護者への報告

学校はいじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する責任を有する。学校が変わって教育委員会が説明する場合もある。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮、適切に提供する必要がある。

5. その他（学校基本方針の見直し）

- 「いじめ防止基本方針」の内容は平戸小学校・平戸台小学校・平戸中学校合同の学校運営協議会で承認を得る。また、必要に応じて内容の見直しをする場合も、学校運営協議会の承認を必要とする。
- 横浜市立平戸中学校「いじめ防止基本方針」は平成31年4月1日に策定し、令和5年3月31日に改訂した。

<令和5年度 年間計画>

月	取組内容	
	学校(生徒)の取組	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等の確認 ・生徒理解研修(いじめの定義の再確認等) ・教育相談① ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」の実施(記名式アンケート) ・地区主任児童委員との情報共有会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、教育課程説明会、学年集会等 (学校いじめ防止基本方針)の説明 ・学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談② ・小中ブロック協議会① ・いじめ防止対策委員会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・学地連総会 (いじめ防止基本方針)の説明
6	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施① ・平戸中学校ブロック合同授業研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会 「タイトルは未定」
7	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ・携帯教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修会 ・教育相談③ ・戸塚区横浜こども会議 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・小中ブロック協議会② 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒交流日 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談
11	<ul style="list-style-type: none"> ・YPアセスメント実施② ・人権研修会および人権交流会 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決一斉キャンペーン実施(無記名式アンケート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談④ 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・小中ブロック協議会② ・年度の振り返り ・学校いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生説明会 (学校いじめ防止基本方針)の説明
3	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度への引継ぎ (小学校からの情報を共有) 	